短期組合員のみなさまへ

大阪市職員共済組合

担当:保健医療係

電話:06-6208-7597]

定期健康診断対象外の短期組合員に対する特定健康診査について(お知らせ)

特定健康診査(以下、「特定健診」という。)は生活習慣病予防のための健診であり、40歳以上の組合員に対して実施することが保険者に義務付けられております。職場の定期健康診断を受診する組合員については、その受診をもって特定健診を受診したものとみなしておりますが、定期健康診断の対象外となる短期組合員(船員短期組合員を除く。以下同じ。)については、当共済組合から交付する特定健康診査受診券(以下「受診券」という。)を利用して、特定健診を受診していただくことができます。

つきましては、次のとおり取り扱いますのでお知らせします。

記

1 受診券交付対象者

令和6年度中に40歳から75歳となる短期組合員で、令和6年4月1日現在組合員資格を有する者で、かつ令和7年3月31日まで組合員資格を有する見込みがあり、事業主の定期健康診断の対象外となる者

(ただし、特定健診受診日までに75歳に達する方、妊娠中または出産後1年以内の方、もしくは6ヶ月以上継続して入院している方等は特定健診受診券交付の対象外です。詳しくは所属所担当者までお問い合わせください。)

2 健診項目

- 診察等(問診・診察)
- 身体計測(身長·体重·腹囲·BMI·血圧)
- 血液検査 (h質(中性脂肪・HDL コレステロール・LDL コレステロール)
 血糖(血糖・HbA1c)、 肝機能(AST・ALT・γ-GT)
- ・ 尿検査 (尿糖・尿蛋白) ※その他一定の条件の下、医師の判断により貧血・心電図・眼底検査・血清クレアチニン検査が追加される場合があります。

3 受診券の発行について

7月上旬に当共済組合より所属所を通じて受診券を送付します。

4 受診期間 令和6年12月31日(火)まで

5 受診費用 無料

6 受診方法

受診券が届き次第、実施機関を検索し、実施機関へ直接電話で申込のうえ、受診してください。詳細は受診券に同封される案内冊子をご覧ください。

7 その他

- (1) 当共済組合の資格喪失後に受診された場合、健診受診費用は全額自己負担となります。
- (2) 特定健診の詳細については、当共済組合ホームページに掲載していますのでご参考ください。 令和6年度の情報については、6月下旬頃に更新予定です。
 - ·大阪市職員共済組合 HP

「保健事業 (特定健康診査・特定保健指導・個別保健指導・ 糖尿病重症化予防事業)」

https://www.city-osaka-kyosai.or.jp/fukushi/tokutei/

特定健康診査について

